

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 10 日 号外 262 号 3 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 10 日 法律第 71 号
【管轄省庁】	厚生労働省
【施行期日】	<p>平成 24 年 4 月 1 日から施行</p> <p>* 第 1 条の規定、第 2 条中障害者自立支援法目次の改正規定等 公布の日（平成 22 年 12 月 10 日）から施行</p> <p>* 附則第 73 条の規定 この法律の公布の日（平成 22 年 12 月 10 日）又は地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日から施行</p> <p>* 第 2 条の規定等 平成 24 年 4 月 1 日までの間において政令で定める日から施行</p>
【法令のあらまし】	<p>一 障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律の整備について定める。（改正法第1条関係）</p> <p>二 障害者自立支援法の一部改正関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者負担の見直し 2 障害者の定義について、「発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者」を含むことを明確化する。（第4条第1項関係） 3 相談支援の充実 4 地域における自立した生活のための支援の充実 <p>三 児童福祉法の一部改正関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設とされている知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設について、入所による支援を行う施設を障害児入所施設に、通所による支援を行う施設を児童

WestlawJapan 法令あらまし

	<p>発達支援センターにそれぞれ一元化する。(第7条第2項関係)</p> <p>2 障害児通所支援として、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を創設し、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業とする。(第6条の2第1項関係)</p> <p>四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正関係</p> <p>都道府県は、夜間又は休日において精神障害の救急医療を必要とする精神障害者等からの相談に応ずる等、地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとし、都道府県知事は、当該体制の整備に当たって、医療施設の管理者、精神保健指定医等に対し、必要な協力を求めることができるものとする。(第19条の11関係)</p> <p>五 検討</p> <p>政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(改正法附則第2条関係)</p>
【改正される法令】	<p>障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）</p> <p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）</p> <p>精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）</p> <p>社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）</p>